#### 令和元年度 古文書講座三のレジ ユ メ (七月二日・ 九 日

担当蓑島)

# 一 テキストにした古文書の時代背景

一月、 月、高山県商法局へ差し出された二通の文書をテキストにしました。今回の講座では、飛騨郡代高山陣屋文書のうち、明治元年(一八六 (一八六八) 月と同二年

### → 郡代について

次の四郡代が幕末まで存在しました。 幕府の勘定奉行に属し、 地となり、 飛騨国は、 行政を司る代官が置かれました。 元禄五年 代官が置かれました。この代官を後に飛騨郡代と言います。郡代は(一六九二)、藩主の金森頼時が出羽国上山へ移されると幕府の直轄 管轄区域が広大か、 支配地が十万石以上である場合に設置され 郡代は

#### 飛騨郡代

地は、高山町(高山陣屋)。代官の大原紹正が初代郡代となる。豊かな木材資源、鉱産資源を管轄する。役所の代官の大原紹正が初代郡代となる。豊かな木材資源、鉱産資源を管轄する。役所の初代代官は、第六代関東代官の伊奈忠篤が兼ねる。安永六年(一七七七)郡代に昇格 役所の所在

#### 美濃郡代

傘町 初代の代官は、大久保石見守長安。役所の所在地は、慶安三年(一六五〇)から羽栗郡幕府成立以降、美濃国及び伊勢国桑名郡にある幕府直轄地を支配する。石高は十数万石。 (笠松陣屋)。

#### 西国郡代

国日田。 明和四年(一七六七)、日田代官の揖斐政俊が郡代に昇格して成立。役所の所在地は豊後豊前、豊後、肥前、肥後、日向、筑前の西国にある十六万石余の幕府直轄地を支配する。 明和四年 (一七六七)、

#### 関東郡代

政四年(一七九二)郡代が置かれ、勘定奉行の久世関八州の百万石以上に及ぶ幕府直轄地を支配する。 日 本橋馬喰町。 勘定奉行の久世広民が兼任。役所地を支配する。世襲の代官伊奈氏 のの 改易に 所在地は、 より、 江戸

総)、 は韮山県 (伊豆相模)、 より郡代が支配した地域は飛騨県(のちに高山県)、笠松県、日田県となり、関東において喜に辞官納地を命ずることとなり、幕府の直轄地は明治新政府に接収されました。これに 岩鼻県(上野)、若森県(常陸下総)、小菅県(武蔵)、葛飾県(下総)が置かれたの 第一五代将軍徳川慶喜が大政奉還し、 品川県 (武蔵)、真岡県 (下野)、大宮県 (武蔵)、宮谷県 朝廷が王政復古の大号令を発すると、 (安房上

体制を「府藩県三治制」と言いまた。制下の藩は存続していたことから、廃藩置県 伊勢渡会府、 を「府藩県三治制」と言います。 明治新政府は城代、 大坂府、長崎府、 所司代、 奉行などが支配した地域を「府」とし、 箱館府、新潟府、奈良府、 (明治四年) が実施されるまでの地方行 甲斐府を置きました。 京都府、 東

# □ 二冊の明治二年『官員録』に見る地方官の顔ぶれ

員録』を比較してみました。京都府、東京府、笠松県明治二年一月の『官員録』と、年月日不詳ですが、 京都府、 笠松県、 同年六月頃に刊行したと思われる『官 高山県のトップを表にしました。

この表から、 の二つのことが浮かび上がってきます。

- 水(水戸)のような勤王派である。倒幕に関わった者が、応分のポ県の長谷部恕連(越前)、東京府の青山貞(越前)、高山県の梅村速(肥前)、東京府の鮫島尚信(薩摩)のような藩閥出身者、三笠松別すると、戸京都府の長谷信篤のような公卿、□東京府の大木喬任別 明治新政府の組織が固まらない中、地方官に任命されたのは、大 ストを与えられたのである。
- ぶれを変えたくないところである。ここに示した京都府、 笠松県のトップは変わっていないのに、高山県の場合は、明治二年 捕え、人心の一新を図ったのである。 の発生により、明治新政府は事態を収拾するため、梅村速水一派を 中に地方官全員が入れ替わることになった。 接収した幕府直轄地の支配が安定するまで、任命した地方官の顔 いわゆる「梅村騒動」 東京府、

### 三 梅村騒動の経緯

騨編年史要』に基づき、主な出来事を見ていきたいと思います。なお、 原典の記事は平易な言葉に改めました。 それでは、梅村騒動とは何か、大正一〇年に岡村利平が著した『飛

#### 慶応四年 (九月八日 明治改元)

#### 三月三日

三月四日 長澤喜間太)と最も親交があり、その推薦によって、当分飛騨国出役 水戸藩士。脱藩して京畿に居たところ、 の命を受ける。揖斐の百姓三名を雇い、家来として飛騨に入る。 梅村速水、高山へ着き東山大雄寺に入る。梅村の本名は沼田準次郎、 美濃揖斐の棚橋衡平(元の名

うことについて協議する。 郡中会所の人々、竹沢寛三郎が梅村と交代する聞き、 (竹沢は東山道鎮撫使) 交代延引を願

#### 三月一三日

高山を出発、久々野駅に一泊する。 のように召抱方を請願、 この日の午後、 竹沢寛三郎、郷村諸書物等を梅村速水へ引き渡し、 梅村はこれを許す。 また同日、地役人一同は梅村へ元

# 三月一四日(この日江戸では、二度目の西郷・勝会談が行われる。)

前日に竹沢と交代したことを村々へ布告する。

#### 三月一八日

掛の配置をする。 梅村、庁内の仮分職、 及び京都の詰役を定め、 家来地役人を以て諸

#### 三月一九日

飛騨県を置く。

#### は他国の人と内通して陰謀を企む者は召捕って誅殺すると掲示する。 他国より立ち入り姦計をめぐらして民心を惑乱する者、或い 明治2年1月の『官員録』 明治2年6月頃の『官員録』 府県名 判府事·判県事 知府事·知県事 判府事 · 判県事 判府事·判県事 知府事·知県事 判府事·判県事 判府事·判県事 判府事·判県事 京都府 長谷宰相(信篤) 松田五位(道之) 長谷宰相(信篤) 松田五位(道之) 青山小三郎(貞) 東京府 大木民平(喬任) 杉浦武三郎 大木民平(喬任) 青山小三郎<京都から>鮫島五位(尚信) 江藤五位 北島五位(秀朝) 北島五位(秀朝) 笠松県 長谷部甚平(恕連) 長谷部甚平(恕連) 小崎公平(利準) 酒井元右衛門 小﨑公平(利準) 中川九稼 酒井元右衛門 高山県 梅村速水 宮原大輔(積) 村上俊助 吉田文助 富田稲太(礼彦) 高木庄次郎 飯田鞭兒郎

明治2年の地方官任命

#### 六月二日

騨県を高 山県と改称 ij 梅村速水が知県事に任命される。 月給は二〇〇両

#### 七月一日

ら商法局へ改める。 る。屋貝が局長となる。 商法局を設け、屋貝権 貝権四郎、 商法局の設置により 鷲見佐吉、 平瀬安兵衛、 糸 • 紬の 検査を糸問屋の福島屋五右衛門 江馬弥平の 四人に事務を申し付 かけ

#### 七月一七日

伺書を出す。 梅村速水が、 村上俊助 • 吉田 文助 富 田 稲太 0 任官に 0 V て、 弁 事 (太政官総裁 局  $\sim$ 

#### 七月二四日

関守、 空、京都詰の各役とする。 庁内の仮分職を改定して神 祇 監察、 勧農、 出納 学校教授、 軍司、 法、 乢 造営、

#### 八月一五日

九月二六日 が高山県判事に任命される。月給四五両。水戸藩の村上俊助、高山県の吉田文助 する。商人の失業者が増える。よたん・猪の胆嚢)、鹿皮角、荏(え・エゴマ)、菜種、紙 鹿皮角、薬草類すべて商法局が買菜種、紙草(かみくさ・ゴウソ)、 。 (号繖城)、 村上、 高山県の富田稲太 い上げるもの 熊胆 吉田は二九歳、 (くまのい)、 とし、 富田は五 (名礼彦 相対売 売買を禁止 八 斎

#### 一〇月八日

玄米三百三石六斗九升を、 高山市中の貧し V 人 へ援助物資とし て分け与える。

#### 一二月一八日

を禁止する。 休所茶屋、 仕出し料理屋、 酒造屋、 遊女屋、 熊鳥獣煮売、<br/>
座、菓子屋、会<br/> 桶師、 売、越中塩売捌、、会席料理屋、肴 通遊女屋等に運上金を課し、 肴屋、 味噌醤油屋、 一膳飯屋、 他の者が、蝋燭練油屋 灣練油屋、 煮売、 青物問屋、 類似の稼業を行うこと うなぎ屋、 饂飩屋、汁

#### 明治二年

#### 月二〇日

上屋善右衛門が京都の刑法官へ高山県政治改正の歎願書を提出す

#### 月二五日

京都の刑法官が、 上屋善右衛門を召し て、 歎願書の件につい て取り調 べる。

#### 月二六日

梅村速水が、 村上判県事とともに京都へ出発する。

#### 二月二九日

は身の危険を感じ、翌朝兵士を率いて県庁裏門より脱出、京都へ走る。平宅のほか、ふだん梅村速水にひいきされている者の居宅三四軒を打ち毀す。夜、高山八幡町で出火。その場に集まった四五百人の群衆が、鎮火後、商 商法局長江馬弥 吉田判県事

#### 三月五日

梅村速水が、 高山 県  $\mathcal{O}$ 騒動を知り、 京都を出発して飛騨 向かう。

#### 三月六日

命を取りとめる。 の富田稲太が、 騒動  $\mathcal{O}$ 発生に 0 11 て、 朝廷へ 謝罪するため、 切 腹自殺をは カゝ るも、

#### 三月一〇日

殿となって鳶口、 となって鳶口、竹槍等を携え、益田筋沿道の者も加わり総勢一万人余が、萩原町前日午後より高山を発した憤民数千人、古川町の火消人足が先鋒、高山町の火消 へ殺到 人足が

#### 三月一二日

探索方の塩山只雄が 高山  $\sim$ 監察司知事の宮原大輔が 小坂宿へ到着する。

#### 三月一四日

官へ引き渡される。 京都にて梅村、村上、 吉田、 富田の 四人は免職となる。 そして梅村、 村上、 吉田 は 刑法

#### 三月一五日

を廃止し、 |廃止し、諸商法向運上等、幕府の旧例にならわせる。新任高山県判事の高木庄次郎が高山へ到着する。監察司  $\mathcal{O}$ 命令により、 高 Щ 県  $\mathcal{O}$ 商 法局

#### 三月一七日

監察司の命令により、梅村速水が取り立てた兵隊を廃止する。

#### 四月一〇日

監察司知事の宮原大輔が、 高山県知県事に任命される。 (宮原は鳥取藩士)

#### 四月一六日

捕亡方を置き、地役人を以て各役人に任命する。県庁に租税方、庶務方、鉱山方、社寺方、書 書記方、 営繕方、 会計方、 金穀方、

募った民衆(憤民)が立ち上がり、商務局長江馬弥平宅や、梅村にひいきされている者の(冥加金)を徴収するという政策は、庶民の生活を苦しくさせました。そのため、不満が局を設けて、エゴマ、菜種などを専売制にするとともに、各種商売を許可制にし、運上金ましたが、急激な改革を進めたことにより、庶民の反感を招いてしまいました。特に商務権村速水は、慶応四年六月二日、高山県の初代知県事となり、飛騨一国の治政を任され 居宅三四軒を打ち毀したのです。 商務局長江馬弥平宅や、梅村にひいきされている者、庶民の生活を苦しくさせました。そのため、不満

裏に庁内伺いと決裁が見られ、 座テキストの文書は、 れ、梅村治政の一端を知ることができます。 梅村騒動が勃発する直前に商務局へ提出された上申文書で、

### 『飛騨編年史要』に登場する人物 (『飛騨人物事典』 参照)

## 梅村速水(一八四二~一八七〇)

水戸藩士沼田泰晦の二男。水戸学を学び、 脱藩して諸国を回り勤王派の諸士と交わる。

## 村上俊助(生年不詳~一八七一)

で死亡。 に従う。その帰途、飛驒萩原で暴徒に阻まれて苗木藩へ逃れる。その後罷免され、獄中もと水戸藩士。石井直一郎の二男。梅村騒動で、弁疏のために京都へ出発した梅村速水

## 吉田文助 (一八四〇~一八七〇)

約四年後には塾総監となる。勤王の志士として活動。高原郷吉田にある常蓮寺了生の三男。豊後日田で広瀬淡窓の咸宜園において漢学を学び、

## 富田礼彦 (一八一一~一八七七)

り、その責任を取って割腹したものの一命を取りとめる。『斐太後風土記』通称は稲太。高山の地役人で頭取に進む。高山県の判県事となったが、梅 運材図絵』などがある。 梅村騒動が起こ

## 宮原大輔 (生年不詳~一八八四)

県事となる。梅もと鳥取藩士。 二〇旦、 高山県の廃止にともない福島県権令となる。高山県の廃止にともない福島県権令となる。梅村騒動の原因となった県政を改めて民心の安定を図る。明治四年一一月公藩士。後に積と改名。梅村の失脚後、監察司として高山へ派遣され、後任の知

上屋善右衛門(一八三○~一九○九)

原町組頭。 歌人。梅村罷免と政治改正の歎願書を京都の刑法官へ提出する。

## 古文書を読み解くために

や郷土に対する愛情を育むことにつながっていると思います。 うな気分になり、 先人が書きまとめた文書を読むことはとても楽しく、 知的好奇心が高まります。 古文書解読の積み重ねが、地ても楽しく、その時代にタイム 地域史研究の発展-ムスリップしたよ

とが大切です。 者は誰か、誰に対して送ったものか、伝えた内容は何かの三点について、古文書は、特定の対象へ意思を伝達するために作成されたものです。し したが 留意していくこ 0

どをある程度知っておくと、 やいます。一字一字読み進めていくことは骨が折れますが、古文書の形式や決まり文句なしかし、候文や慣れない漢文体で難しいとはじめから古文書に関心がない方もいらっし

とか どを下位の者へ伝える文書を下達文書と言います。このような文書は、 うになりました。これを知っておくと、応用ができます。反対に上位者が、命令や意思な表題には「乍恐以書付奉願上候(恐れながら書付をもって願い上げ奉り候)」と記されるよ し出すとなれば、 出すとなれず、、今回の講座で扱う文書は、一般庶民が「ー」を回の講座で扱う文書は、一般庶民がしています。 「及通知候」と記されます。 へりくだったものの言い方になります。江戸時代に文書の様式が定着し、 一般庶民が高山県役所へ提出した上申文書です。「お上 結びに「相達候」 命令や意思な

し文にすることができれば、鬼に金棒と言えます。次の句は、テキスト①から抄出したもまた、漢文体と言っても、返読文字が多く用いられていますから、これに慣れて読み下 例にならって、 翻字と読み下し文を書いてみましょう。

